

諮問日：平成30年3月20日（平成29年度（最情）諮問第92号）

答申日：平成30年8月24日（平成30年度（最情）答申第30号）

件名：最高裁判所が日本弁護士連合会に送付した文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁が、日弁連に対し、70期二回試験の結果を伝えるために送付した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年3月5日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所において所管する司法修習生の考試に関する事務において、70期司法修習生考試の結果を日本弁護士連合会に伝えるために、文書を作成する必要はなく、本件開示申出文書を作成し、又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年3月20日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

③ 同年5月25日 審議

④ 同年7月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、探索の結果、本件開示申出文書に該当する司法行政文書はなく、最高裁判所が日本弁護士連合会に対して70期司法修習生考試の結果を文書で伝えたことはないとのことであり、本件開示申出文書の性格に照らすならば、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人